

要養育支援者情報提供票実施要項(令和2年度改訂版)

(大阪府における妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健医療の連携体制の整備)

1. 目的

- 1) 妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする者(以下「要養育支援者」という。)の早期把握。
- 2) 医療機関(産婦人科、小児科等を標榜する病院及び診療所並びに助産所)と保健機関の連携による、要養育支援者の継続的なサポート。
- 3) 児童虐待予防のための要養育支援者の孤立の防止および養育力の向上の支援。

2. 実施主体

- (情報を出す側) ・ 医療機関
(情報を受ける側) ・ 市町村母子保健担当(保健センター・保健福祉センター)

3. 情報提供の概要

1) 対象事例

医療機関において、保健機関における早期からの養育支援を行なうことが特に必要であると判断した事例(妊婦及び産婦・乳幼児、疾患や障がい(疑いを含む)がある児等)。

2) 提供等の方法

- ① <情報提供>医療機関は、「要養育支援者情報提供票」(様式 1-1、様式 1-2)により、**対象者の住所地(里帰りの場合は里帰り先)**の保健機関に情報提供。

※情報提供の際は、対象者(対象者が児童の場合はその保護者)に対して、当該情報提供の概要を説明し、市町村等の養育支援を受けることの必要性を説明し、保健機関へ情報提供する旨、同意を得るよう努めてください。

- ② 同意が得られない場合であっても、妊婦及び出産後の児の健全な育成の推進のために特に必要である場合は、**住所地市町村の保健機関**に情報提供を行う。

- ③ 「要養育支援者情報提供票」の送付先は、市町村母子保健担当に一本化していますが、慢性疾病児、身体障がい児及び長期療養児は、府保健所(政令・中核市以外)が主に支援するため、速やかに保健機関に連絡が必要な場合は、電話またはサマリー等により府保健所に連絡。

ただし、窓口の一本化により情報提供票は市町村に送付するため、府保健所支援事例については、市町村(政令・中核市以外)から府保健所へも情報提供されます。同意については、**保健機関(里帰り先および住所地市町村・保健所)**として確認をお願いします。

※ 市町村、保健所にかかわらず、電話で連絡された場合であっても、後日文書での連絡をお願いします。

※ 大阪府以外に居住する対象者についても、様式 1-1、1-2 は使用可能。

- ④ <結果報告>①の情報提供を受けて対応した保健機関は、その結果を「要養育支援者対応結果票」(様式 2)に記入し、概ね 1 か月以内に支援結果又は支援方針を簡潔に結果票に記載し、情報提供元の医療機関に報告。**里帰り先の保健機関が訪問した場合は、情報提供元の医療機関、及び対象者の住所地の保健機関に報告。**

※ 医療機関の判断で支援が必要と判断し、要養育情報提供票等で連絡があった場合の返信は、同意の有無にかかわらず原則文書で行う。(個人情報保護に関する法律第 23 条 第 1 項第 3 号)

※ 医療機関から連絡があり、保健機関での対応結果報告は、様式 2 によるが、対応内容が簡潔な場合等は、様式 2 の記載は「別紙参照」とし、保健機関が使用している記録を添付する場合があります。

4. 児童虐待の防止等に関する法律第6条に基づく通告について

「児童虐待を受けたと思われる児童」を把握した場合には、児童虐待防止法第6条に基づき、市町村の虐待相談対応窓口、あるいは児童相談所に電話等で通告。

5. 関係機関との連携

- ・大阪府は、本連携体制が効果的に運営されるよう、医療機関や保健機関に対して、本連携体制の趣旨の周知を図り、早期に円滑な保健福祉サービスが提供できるように努める。
- ・情報提供を受けた保健機関は、要養育支援者への対応にあたっては、必要に応じて、保育所等の児童福祉施設や幼稚園、関係保健福祉機関等と連携を図るよう努める。

6. 報告

大阪府保健所並びに大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、及び東大阪市は、本連携体制の実施結果（1年間）を大阪府保健医療室地域保健課母子グループあて報告（府保健所は管内市町村分もとりまとめ報告）。

医療機関への報告は、大阪府母子保健運営協議会での報告に代えさせて頂いております。ホームページに前年度分の実績を掲載しますのでご参照ください。

《診療報酬の算定について》

1. 医療機関は、保護者等の同意を得て、保健機関に対して様式1による要養育支援者の情報提供を行なった場合は、診療報酬点数表（医科・歯科）に基づき診療情報提供料（B009 250点）を患者一人につき月1回に限り算定することができる。患者が入院している場合については、退院の日から2週間以内、及び診察日から2週間以内に診療情報を行なったときのみ算定することができる。

2. 次の場合には、診療情報提供料を算定することはできない。

- ① 市町村が開設主体である医療機関が当該市町村等に対して情報提供を行なった場合
- ② 児童虐待防止法第6条に基づき、通告した場合

【要養育支援者情報提供票の様式及び国の通知文について】

大阪府保健医療室地域保健課母子グループのホームページに掲載

アドレス：<http://www.pref.osaka.jp/kenkozukuri/boshi/renkei.html>

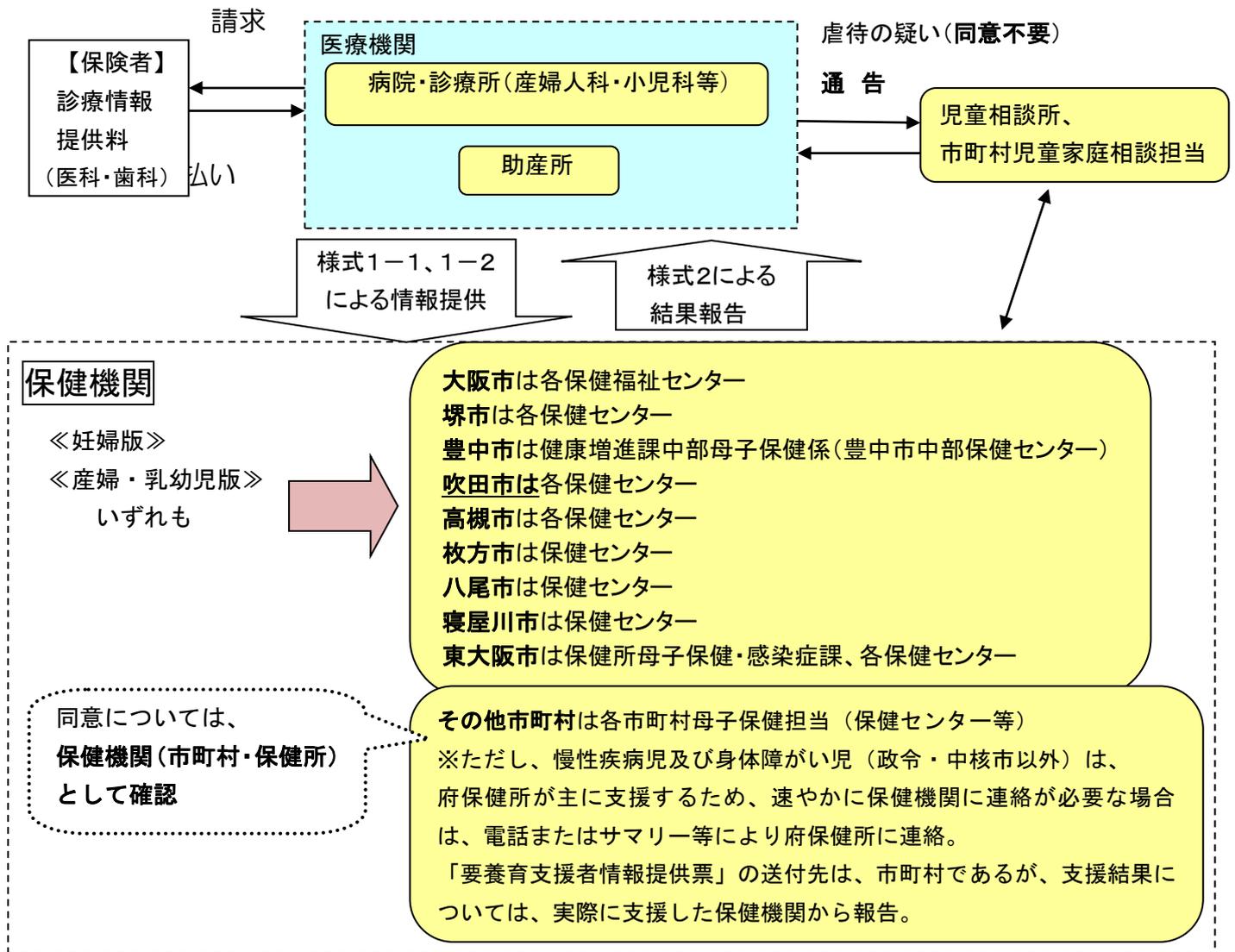
様式

1. 要養育支援者情報提供票（様式1-1、1-2）・・・医療機関用
2. 要養育支援者対応結果票（様式2）・・・保健機関用

通知文

1. 平成24年11月30日付、雇児総発1130第2号・雇児母発1130第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長・母子保健課長通知
2. 平成28年12月16日付雇児総発1216第2号 雇児母発1216第2号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長・母子保健課長通知
3. 平成28年12月16日付雇児総発第1216第1号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知

要養育支援者情報提供票の流れ



保健機関の役割について【参考】

保健機関は、医療機関から情報提供を受けた場合は早急に家庭訪問等の保健指導を行う。

保健機関は家庭訪問等の対応結果または、**対応方針**について情報提供を受けた医療機関に1か月以内に様式2の結果票を送付すること。その際、結果票のかわりに、保健機関が使用している記録を添付することもできる。

なお、保健指導を行うにあたっては、当該要養育支援者が要保護児童対策地域協議会(以下「地域ネットワーク」という。)の対象ケースに既に該当しているか否かを市町村児童家庭相談担当課等に確認の上、以下により対応する。

1. 該当している場合

必要に応じて地域ネットワークにおいて支援内容を見直し、対応する。

2. 該当していない場合

以下の対応を行う。

- ① 妊婦の場合は、「アセスメントシート(妊娠期)」によるアセスメント実施し、結果については上司や児童虐待担当者等と協同で確認する。
- ② 【家庭訪問】当該家庭に対して、妊婦訪問や新生児訪問、未熟児訪問、療育指導等による家庭訪問、乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)などを実施する。

訪問を行なった場合は「乳幼児虐待リスクアセスメント指標」及び「子ども虐待の重症度判断」を記入し、当該家庭の状況の判断基準とする。（大阪府「保健師のための子ども虐待対応のポイント（H29.3 第2刷）」参照）
大阪府保健医療室健康地域保健母子グループのホームページに掲載

アドレス：

<http://www.pref.osaka.jp/kenkozukuri/boshi/renkei.html>

- ③【相談・指導】①の結果に基づき、養育に関する問題を明らかにし、母子保健法に基づき個別的又は集団的な相談、訪問指導、健康診査等により継続して支援を行う。
- ④【児童福祉担当部局等との連携】①②により明らかにされた養育に関する問題について、当該市町村の児童福祉担当部局、及び関係機関と連携して支援を実施する。必要に応じ養育支援訪問事業による訪問を実施する。
- ⑤【府・市町村の連携】精神疾患等がある場合や、児童が慢性疾病児・身体障がい児等に該当する場合は、府・市町村保健機関は協力及び連携して支援する。（政令・中核市以外）
- ⑥【結果報告】訪問結果及び支援内容については、医療機関に結果を報告し、医療機関と情報共有するとともに、必要に応じ連携して対応する。
（結果報告は、概ね1か月以内に医療機関に報告する。そのため、連絡は取れているが訪問指導等が未実施の場合は、支援方針を先に伝えることで結果報告とすることができる。）
- ⑦【虐待が疑われる場合】①～⑥で対応を行う中で、虐待が疑われる場合は、速やかに地域ネットワークに支援内容に関する協議を求め、児童虐待防止法第6条に基づき、市町村の虐待対応窓口、あるいは児童相談所へ通告する。

<情報提供票から母子保健事業、地域ネットワークと養育支援家庭訪問事業との連携図>
母子保健法等に基づく訪問事業

